

ハンガリーは、「冷戦後の『過渡期』が終わった」として、2011年4月25日に新憲法である「ハンガリー基本法」を制定し、2012年1月1日から施行している。このハンガリー基本法とE U法、欧州人権条約との関係に於いて、歴史的な問題や継続的な問題、さらには逆説的に、ハンガリー基本法を制定したが故に起こった問題も存在する。

本報告では、第一に、ハンガリーが成文憲法を制定する以前（1949年以前）に、既に顕在化していた歴史的な問題について、ハンガリーの不文の憲法を含む「事実としての constitution」から紐解いた。これによって、冷戦体制が終焉する時期にハンガリーが制定した1989年の憲法からハンガリー基本法に至るまで、ハンガリーは「近隣諸国に住む、ハンガリーに由来をもつ、かつてはハンガリーの版図に所属していたハンガリー系の住民」に配慮し（ハンガリー基本法D条）、2001年制定の所謂「ハンガリー地位法」やハンガリー基本法に対して、ヴェネチア委員会からの懸念が示され続けていることを明らかにした。

第二に、ハンガリー基本法と欧州人権条約の関係に於いて、「胚、胎児の生命の保護」（基本法II条後段）の規定が、「墮胎の禁止」を意味し、欧州人権条約第2条「生命に対する権利」、第8条「私生活の尊重」、さらには人権委員会の決定及び報告書（X. v. the UNITED KINGDOM : 1980年5月13日）や判例法（CASE OF TYSIAC v. POLAND : 2007年3月20日）との抵触が懸念されることを明らかにした。

第三に、憲法裁判所の権限（基本法XXVIII条、24条、37条）を縮小しようという動向があり、ハンガリー憲法裁判所法（1989年法律第32号）第15条等に定められた、裁判官・検察官の停年退職年齢を現行の70歳から62歳に引き下げることを定めた「裁判官の法的地位及び報酬に関する法律」（2011年法律第162号）に対して、2012年4月25日、欧州委員会は、特定の集団のみ停年を引き下げ場合は客観性と比例性に則った基準に基づかなくてはならないとした判例法と、雇用の均等を謳ったE U指令（雇用の機会均等に関するE U指令 ; Council Directive 2000/78/EC of 27 November 2000 establishing a general framework for equal treatment in employment and occupation）に抵触すると発表した。このような、ハンガリーの憲法保障のうち違憲立法審査を揺るがすような問題も指摘した。

第四に、ハンガリー基本法第41条に規定される中央銀行につき、「中央銀行法」（2011年法律第208号）では、中央銀行の独立性が侵害される懸念があったことを指摘した。

これら上記の問題につき、特にE U法との抵触についての精査が必要であり、具体的にE U法のうち、条約の、指令の、そして判例などの各々の部分に抵触するかを検討し詳細にする必要がある。